

## 「加工・業務用野菜日本一産地確立事業」業務委託企画提案競技に係る審査要領

### 1 目的

「加工・業務用野菜日本一産地確立事業」の事業実施者を選定するにあたって必要な事項を定める。

### 2 審査委員

- ・ 宮崎県農産園芸課長
- ・ 宮崎県農産園芸課長補佐（企画・水田担当）
- ・ 宮崎県農産園芸課長補佐（畑作・園芸担当）
- ・ 宮崎県農産園芸課露地園芸担当主幹
- ・ 宮崎県農産園芸課露地園芸担当
- ・ 宮崎県総合農業試験場専門技術センター（野菜（葉茎菜・根菜）担当）

### 3 審査基準

別紙審査表のとおり

### 4 審査方法

各審査員が、それぞれの提案について、別紙（審査表）により審査を行い、参加する審査員の合計点があらかじめ定めた基準点（6割以上）に達した提案について、得点の多い順に1者程度事業者を予算の範囲内で選定する。ただし、提案者が1者の場合、あらかじめ定めた基準点に達した時、契約の受託候補者として選定する。

### 5 審査の通知

選定の結果については、採択・不採択にかかわらず、申込者に対して速やかに文書で通知する。なお、委託先の決定後、採択した事業計画の内容について、審査において変更を要すると判断した部分があった場合は、県と協議を行い、事業の目的に沿った内容に変更する場合がある。